

ID: 1941

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	管理計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の10第1項		
法令番号	平成12年法律第149号		
【根拠条文】 (管理計画の認定の取消し) 第5条の10 計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、第5条の4の認定(第5条の7第1項の変更の認定を含む。以下同じ。)を取り消すことができる。 (1) 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があったとき。 (3) 認定管理者等が不正の手段により第5条の4の認定又は第5条の6第1項の認定の更新を受けたとき。 2 計画作成都道府県知事等は、前項の規定により第5条の4の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日